

2017 年 7 月 27 日

Contents

I 中国法令アップデート

- ・特許優先審査管理弁法
- ・中国知的財産権司法保護概要(2016-2020)
- ・個人情報及び重要データ国外持ち出し安全評価弁法(意見募集稿)
- ・最高人民法院、最高人民検察院による公民個人情報侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈
- ・国家工商行政管理総局による企業登記全過程電子化の推進業務に関する意見
- ・国家工商行政管理総局による企業電子営業許可証の全面的推進業務に関する意見
- ・国務院弁公庁による「多証合一」改革推進の加速に関する指導意見
- ・アンチダンピング質問状調査規則(意見募集稿)
- ・アンチダンピング及び反補助金調査公聴会規則(意見募集稿)
- ・ダンピング及びダンピングマージン期間中再審査規則(意見募集稿)
- ・自動車販売管理弁法
- ・国家税務総局による営業税から増値税への移行の徴収管理関連問題の更なる明確化に関する公告
- ・科学技術型中小企業研究開発費用の課税前追加基礎控除比率の引上げに関する通知
- ・中華人民共和国標準化法(改正草案)
- ・労働人事争議仲裁案件処理規則
- ・外商投資企業設立及び変更届出管理弁法(意見募集稿)
- ・企業投資プロジェクト監督管理暫定弁法(意見募集稿)
- ・外商投資産業指導目録(2017 年改正版)
- ・国務院弁公室による自由貿易試験区外商投資参入特別措置(ネガティブリスト)(2017 年版)の印刷配布に関する通知
- ・インターネット新業務安全評価管理弁法(意見募集稿)
- ・全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国民事訴訟法」及び「中華人民共和国行政訴訟法」の法律改正に関する決定

II 満腹中国

中国で名物のザリガニ料理

中国弁護士 李 芸

I 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
	北京オフィス顧問 杜 小叶

最新中国法令の解説

<知財>

特許優先審査管理弁法

[ポイント] 本弁法は、4 月に公布された同弁法の意見募集稿にいくつかの変更を行っており、主な変更点は以下の 2 点である。①優先審査請求時期の削除。本弁法は、意見募集稿第 7 条の優先審査請求時期に関する規定を削除した。これによって、優先審査請求人は請求時期の制約にとらわれることなく、自らの判断で優先審査を請求することができるようになった。②優先審査請求時における提出書類の簡素化。本弁法によれば、優先審査請求時に、意見募集稿第 8 条第 1 項に定めていた検索報告の提出は不要になった。これに伴い、意見募集稿第 9 条の検索報告の内容に関する規定が削除された。本弁法は 8 月 1 日から施行される。

2017 年 6 月 27 日公布、2017 年 8 月 1 日施行(国家知識産権局令第 76 号)

[原文] [专利优先审查管理办法](#)

中国知的財産権司法保護概要(2016-2020)

[ポイント] 本概要は、これまで 30 年間にわたり司法による知的財産権の保護の取り組み実績を振り返るとともに、2016 年から 5 年間の司法による知的財産権の保護に関する基本原則、目標及び重要措置等を掲げたものである。これまでの実績に関して、知的財産に係わる案件の受理件数の増加、知的財産に係わる案件を審理する専門の法廷・裁判所の設置、司法解釈等の法令の整備、裁判官・技術調査官等の育成、裁判実務の蓄積等を記載している。また、今後の目標に関して、主に、法適用の基準、証拠採否の基準、権利範囲・侵害行為及び損害賠償の認定基準の統一、裁判管轄の適正化、及び知的財産権の価値に見合った損害賠償制度の構築等が挙げられている。

2017 年 4 月 20 日公布、2017 年 4 月 20 日施行

[原文] [中国知识产权司法保护纲要\(2016-2020\)](#)

<個人情報保護>

個人情報及び重要データ国外持ち出し安全評価弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法は、中国で収集された個人情報の保護を目的とするものであり、ネット運営者が中国国内における運営において収集し作成した個人情報及び重要データは国内で保存しなければならないとし、海外に提供をする場合には本弁法に基づいた安全評価を行わなければならないとしている。

本意見募集稿では、本弁法は「国家安全法」及び「ネット安全法」(サイバーセキュリティ法)を根拠とするものと位置づけられており、特に 2017 年 6 月 1 日より施行されたネット安全法において定められている個人情報及び重要データの国外持ち出し規制に関するものとして注目される。ネット安全法では重要情報インフラ運営者のみが国外持

出し規制の対象であったのに対し、本弁法の意見募集稿ではネット運営者までその対象範囲が広がられている点に注意が必要である。

本意見募集稿によれば、情報の国外持ち出しを行うネット運営者は自主的な安全評価をする必要があるだけでなく、次の場合は業界の主管・監督部門組織又は国家ネット情報部門組織による安全評価を受けなければならない。

①50 万人以上の個人情報を含む場合

②データが 1000GB を超える場合

③核施設、化学生物、国防軍事、人口健康等の分野のデータや、大型プロジェクト、海洋地理及びセンシティブ地理情報データ等

④キー情報インフラのシステムのセキュリティホールや、安全防护等のネット安全情報を含む場合

⑤キー情報インフラの運営者が国外に向けて個人情報及び重要データを提供する場合

⑥その他の国家安全及び公共利益に影響しうる場合で、業界の主管・監督部門が評価をすべきと判断した場合
本規制は、外国の情報処理サービス業者に情報提供を行うような場合のみならず、外商投資企業による外国親会社への報告等にも影響しうる。現状は意見募集稿の段階であるが、今後の立法動向に注目が必要である。

(意見募集期間:2017 年 4 月 11 日～2017 年 5 月 11 日)

[原文] 个人信息和重要数据出境安全评估办法（征求意见稿）

最高人民法院、最高人民检察院による公民個人情報侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈

[ポイント] 中国では、刑法 253 条の1において、個人情報の売買、違法提供、違法取得に関する罪が定められているところ、本解釈は、同規定の適用指針を示したものである。本解釈では、従前は明確ではなかった同条で保護される「個人情報」の定義、同条で処罰される「個人情報の提供」、「その他の個人情報の違法取得」行為の基準等が記載されているほか、同日施行予定の「网络安全法」と足並みを合わせる形で、ネットワークサービス運営者が刑法 286 条の1に定める「情報ネットワーク安全管理義務違反罪」に当たり得る場合等についても記載している。

2017 年 5 月 8 日公布、2017 年 6 月1日施行

[原文] 最高人民法院、最高人民检察院关于办理侵犯公民个人信息刑事案件适用法律若干问题的解释

<企業登記>

① 国家工商行政管理総局による企業登記全過程電子化の推進業務に関する意見

② 国家工商行政管理総局による企業電子営業許可証の全面的推進業務に関する意見

[ポイント] 上記 2 つの意見が同日に公布され、全国範囲で企業登記及び営業許可証の電子化業務を進めることが明確化された。

上記①によれば、2017 年 10 月末までに、すべての業務をカバーしすべての企業類型に適用されるオンライン登記システムを開通させ、各類型の企業の設立、変更、届出、抹消等の各業務過程をすべてインターネット経由で行えるようにするものとしており、条件が整った地方から逐次全過程においてペーパーレスの電子化登記を実施していくものとしている。また、現段階においては、企業の利便性にも考慮し、従来型の窓口における登記も電子化登記と並存させることとしている。

また、上記②によれば、全国統一の標準的規範となる電子営業許可証のひな形、電子営業許可証の管理システム及び管理機制を整備し、全国統一の電子営業許可証のデータベースの作成を推進し、2017 年 10 月末までに、各級の工商及び市場監督管理部門のすべてが電子営業許可証を発行できることを確保するものとしている。なお、電子営業許可証が発行されてデータベースに保存され、かかる情報が国家企業信用情報公示システム (<http://www.gsxt.gov.cn/index.html>) を通じて公開された後は、企業の要求に応じて紙の営業許可証の発行も行うものとされている。

上記の企業登記の全過程及び営業許可証の電子化が達成されれば、紙面による原本書類の提出が不要となり、担当者が企業登記のために工商部門の窓口に行くことも不要となるため、大幅な事務負担の軽減が期待される。今後、上記の電子化に関する詳細を定めるより具体的な規則等が制定されることが予想されるため、今後の立法動向に注目が必要である。

① 2017 年 4 月 12 日公布、同日施行(工商企注字[2017]43 号)

② 2017 年 4 月 12 日公布、同日施行(工商企注字[2017]47 号)

[原文] ① 工商总局关于推行企业登记全程电子化工作的意见

② 工商总局关于全面推进企业电子营业执照工作的意见

<企業管理>

国务院弁公庁による「多証合一」改革推進の加速に関する指導意見

[ポイント] 中国の会社に纏わる証書類は非常に多いが、近年、行政コストの低減、市場参入障壁の解消、企業管理コストの低減などを目的し、「三証合一」(営業許可証、組織機構コード証、税務登記証の統合)、「五証合一」(営業許可証、組織機構コード証、税務登記証、社会保険登記証、統計登記証の統合)といった証書類の統合が進められている。

本指導意見は、これを更に一步進めるものであって「多証合一」を 2017 年 10 月 1 日までに実行する旨定めている。一方で、本指導意見は大枠の方針を示したに過ぎず、具体的にいかなる証書が、どのような手続きで統合され、どのような影響があるのかについては本指導意見では明らかにされておらず、今後の立法動向が注目される。

なお、地方によっては独自に証書統合が先行して進められているため(報道によれば三十四証合一が実施されている市も存在する)、実際に各地方で実務に携わっている会社においては、各地方の取扱いを個別に確認する必要がある。

2017 年 5 月 12 日公布(国弁発[2017]41 号)

[原文] 国务院办公厅关于加快推进“多证合一”改革的指导意见

<通商>

アンチダンピング質問状調査規則(意見募集稿)

[ポイント] 本規則は、アンチダンピング調査の主要な調査である質問状による調査に関する細則である。

新たな意見募集稿では、大幅な修正が加えられているが、基本的にこれまでの実務の積み重ねを明文化したにすぎず、実務自体を大きく変えるものではないものと思われる。

主要な改正点としては、例えば、(i) 利害関係人が応訴登記をせずに質問状に回答した場合、調査当局が当該回答について個別対応する必要がないことを明文化した点、(ii) 秘密版の回答書について秘密申請理由を十分に説明できない場合、原則として当該情報を採用しないとする一方、例外的に調査当局が別途当該情報の正確性を証明できる場合には採用できるとして、調査当局に一定の裁量があることを明文化した点などが挙げられる。

なお、本規則は後掲の 2 つの通商措置関連規則と同様に中国の WTO 加盟後の 2002 年に制定されて以来改正されてこなかったが、2015 年の意見募集に引き続き、今回 2 度の意見募集がなされた。今後の立法動向を注目されたい。

(意見募集期間:2017 年 4 月 14 日～5 月 15 日)

[原文] 反倾销问卷调查规则(征求意见稿)

アンチダンピング及び反補助金調査公聴会規則(意見募集稿)

[ポイント] 本規則は、アンチダンピング調査及び反補助金調査における公聴会に関する細則である。

現行の公聴会に関する細則は、産業損害調査公聴会規則、アンチダンピング調査公聴会暫定規則、及び反補助

金調査公聴会暫定規則の 3 法令に分かれているが、意見募集稿ではこれらが統合されている。これは 2014 年 4 月にアンチダンピング調査や反補助金調査の当局である公平貿易局と産業損害調査局が貿易救済調査局に統合されたことに対応しているものと思われる。

新たな意見募集稿は、現行の 3 法を統合しただけではなく、新たに公聴会の申請期限、当局が公聴会を開催しない場合の拒絶事由等が新たに明記されている。

(意見募集期間:2017 年 4 月 14 日～5 月 15 日)

[原文] 反倾销和反补贴调查听证会规则（征求意见稿）

ダンピング及びダンピングマージン期間中再審査規則(意見募集稿)

[ポイント] 本規則は、アンチダンピング関税措置の効力発生後に生じた正常価額及び輸出価額の事情変更に基づく再審査制度にかかる規則である。

新たな意見募集稿では、これまでの実務を踏まえ、従来、再審査時にも求められていた原申請者が国内産業を代表している旨の要件の撤廃、立件基準の追加等の修正が加えられている。(意見募集期間:2017 年 4 月 14 日～5 月 15 日)

[原文] 倾销及倾销幅度期间复审规则（征求意见稿）

<自動車業界>

自動車販売管理弁法

[ポイント] 本弁法(新弁法)は、2005 年から施行されてきた「自動車ブランド販売管理実施弁法」(現行弁法)を廃止し、新たな自動車販売に関するルールを定めるものである。新弁法は 2017 年 7 月 1 日に施行される。

本弁法の内容は多岐に渡るが、現行弁法の下では、ディーラーはディーラーが自動車を販売するためにはメーカーから授権を得なければならないとされていたところ、新弁法の下では、ディーラーがメーカーから授権を得ていない車種を販売することも可能となった(消費者への注意喚起と説明は必要)。また、メーカーからの販売授権の期間についても、現行弁法の下では制限がなかったが、新弁法の下では毎回の授権期間は 3 年以上(初回の授権期間は 5 年以上)でなければならないとされ、ディーラーの保護が強化された。

また、新弁法には、メーカーからディーラーに対して、販売とアフターサービス等の機能を同時に備えることを要求してはならないとしている点(すなわち 4S 店モデルを強制できなくなる)、ディーラーによる他のメーカーの車種の取り扱いを制限してはならないとしている点(すなわちディーラーは複数ブランドの取り扱いが可能となる)、ディーラーが他のメーカーの車種向けに部品販売やアフターサービスを行うことを制限してはならないとしている点、メーカーが部品メーカーの販売先を制限したりディーラーやアフターサービス提供者による部品の転売を制限したりしてはならないと定められている点、契約に別途の定めがない限りメーカーはディーラーの授権販売エリア内で直接販売を行ってはならないとしている点(逆に言えばメーカーからの直接販売も基本的には可能)等、注目すべき点が多く含まれている。

本弁法の施行により、中国における現行の 4S 店による販売を主流とする自動車販売の構造が大きく変更され、様々な販売形態が出現することが予想される。自動車販売に関連する各企業においては、本弁法の影響について十分な分析を行い、現行の契約内容の見直し等を含め、対応を検討する必要がある。

2017 年 4 月 14 日公布、2017 年 7 月 1 日施行(商務部令[2017]第1号)

[原文] 汽车销售管理办法

<税務>

国家税務総局による営業税から増値税への移行の徴収管理関連問題の更なる明確化に関する公告

[ポイント] 本公告は、営業税から増値税への移行に際しての各地における問題について、具体的な処理方法を示

すものである。具体的には、2016年5月1日以降権利変更を行う不動産譲渡については営業税ではなく、増値税を納付すべきこと、建築業の小規模納税者について月の売上額3万円を超えない(繁忙期の売上額が9万円を超えない)場合、免税政策を享受できること等を規定している。

2017年4月20日公布、2017年5月1日施行(国家税務総局公告[2017]第11号)

[原文] [国家税务总局关于进一步明确营改增有关征管问题的公告](#)

科学技術型中小企業研究開発費用の課税前追加基礎控除比率の引上げに関する通知

[ポイント] 本通知は、「科学技術型中小企業」の要件を満たしている企業に対して、租税優遇措置を追加して与えることで中小企業の更なるイノベーションを促進することを図るものであり、具体的には以下の通りである。2017年1月1日から2019年12月31日までの間に、「科学技術型中小企業」とされた企業の研究開発費について、①無形資産に計上せず費用処理を行った場合の損金算入額は、現行の実際発生額の150%から175%へ、②無形資産に計上した場合の減価償却は、現行の無形資産取得価額の150%から175%へ引上げられた。

また、本通知に合わせて、「科学技術型中小企業」の要件、評価方法について定めている「科学技術型中小企業評価弁法」も公布されている。

2017年5月2日公布、2017年5月2日施行(財税[2017]34号)

[原文] [关于提高科技型中小企业研究开发费用税前加计扣除比例的通知](#)

<標準化>

中華人民共和國標準化法(改正草案)

[ポイント] 本草案は、2016年3月に公布された標準化法(改正草案意見募集稿)を全人大常務委員会の審議を経たものであり、6月14日までパブリックコメントが行われる。現行の標準化法に比べて、主な改正点は以下の通りである。①これまで、工業製品を中心に標準の整備が進められてきたところ、本草案は、工業製品に加えて、農業、サービス業及び社会奉仕事業等についても標準を作成すると定めている。②現在では、標準は、国家標準、業界標準、地方標準及び企業標準に分類され、国家標準、業界標準及び地方標準には、それぞれ、実施が必須とされる強制標準と実施が任意とされる推奨標準(任意標準)が存在している。これに対して、本草案によれば、強制標準の統合・簡素化として、業界標準及び地方標準のうちの強制標準は廃止された。また、社会団体に係わる団体標準が新設された。③本草案は、企業が実施する企業標準については、現行法に定めている企業所在地の標準化行政主管部門への「届出制」から、ウェブサイトにおける「自主的申告制」(中国語:「自我声明公開」)に変更されると明記している(実務上、「企業標準の自主的申告制」は既に運用されている。)。これによって、企業は企業標準の届出の際の手間を省くことができ、消費者は常にウェブサイトで企業標準を照会することができるようになる。また、2015年に公布された標準化業務改革の推進計画によれば、今後、標準化に関する法令の見直し、標準自体の整理が行われると予想されるので、標準化の動向を注視する必要がある。

2017年5月16日公布

(意見募集期間:2017年5月16日~6月14日)

[原文] [中华人民共和国标准化法\(修订草案\)](#)

<労務>

労働人事爭議仲裁案件処理規則

[ポイント] 本規則について、2017年2月から3月にかけて行われた意見募集を経て、2009年の施行以来初となる改正が行われた。改正後の規則は2017年7月1日から施行されている。

本規則の主な変更点は以下の4点である。

①終局裁決制度の詳細化と適用範囲の拡大(特定の内容の紛争については、労働仲裁の裁決に不服がある場合

でも、法適用の明白な誤り等の限られた事由に基づいて裁決が取り消された場合でなければ訴訟提起できないとされているが、新たに、退職後の競争制限に関する経済補償金の請求、労働契約未締結に関する 2 倍の賃金請求、違法な試用期間や違法な労働契約解除に関する賠償金請求事件等がかかる制度の対象とされている。）

②簡易手続の新設(紛争の内容が簡単である場合及び当事者の同意がある場合に、より短期かつ簡易な労働仲裁手続を行うことが可能とされている)

③集団労働人事争議仲裁手続の新設(10 人以上の労働者が共通の請求を行う場合の特別な手続が規定されている)

④調停手続に関する規定の新設(調停は任意の手続であるが、仲裁委員会は調停による和解を優先すべきとし、仲裁前の調停、仲裁開始後の調停に関する規定が置かれている)

本規則の改正と同時に、労働人事争議仲裁組織規則も改正されているところ、いずれも労働契約法改正への布石と見る向きもあるため、今後の労働契約法に関する立法の動向にも注視する必要がある。

2017 年 5 月 8 日公布、2017 年 7 月 1 日施行(人社部令[2017]33 号)

[原文] 劳动人事争议仲裁办案规则

＜外商投資企業管理＞

外商投資企業設立及び変更届出管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 2016 年 10 月 8 日に公布・施行された「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」(以下「暫定弁法」)により、外商投資の参入特別管理措置(ネガティブリスト管理)が及ぶ場合以外は、商務部門による審査認可が不要とされ、届出のみで足りるとされた(この点に関する詳細は China Legal Update [2017 年 1 月 17 日号](#)の Lawyer's Eye を参照されたい。)

暫定弁法においては、外国投資者による国内企業の合併・買収にかかる外商投資企業の設立及び変更にかかる場合については、引き続き「外国投資者による国内企業の合併・買収に関する規定」(商務部令[2009]6 号)に基づく管理が及び、商務部門による審査認可が必要とされているが、今回の「外商投資企業設立及び変更届出管理弁法」の意見募集稿では、この場合についても商務部門の審査認可を不要としている点が特に注目される。

その他の暫定弁法からの変更箇所としては、外商投資上場会社について新しい外国投資者が株主となる場合は証券振替決済機関における登記の前又は登記の後 30 日以内に変更届出を行うものとされた点、外商投資企業及びその外国投資者の最終支配者が変更する場合は外商投資企業及びその外国投資者の最終支配人の株式構造図を提出するものとされた点、届出の「申告をする」(申报)という動詞が届出の「報告をする」(报告)と変更された点(政府に対する「申請」というニュアンスが排除され、届出のみで足りるという制度の性格が強調されている)等が挙げられる。

本弁法は日系企業を含む外商投資企業に直接影響する法令であるため、意見募集を経た後の正式版の内容やその公布・施行の時期等について注目が必要である。

(意見募集期間:2017 年 5 月 27 日～2017 年 6 月 15 日)

[原文] 外商投资企业设立及变更备案管理办法(征求意见稿)

企業投資プロジェクト監督管理暫定弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は 2017 年 4 月 8 日施行の「企業投資プロジェクト許可及び届出管理弁法」に基づく企業投資プロジェクト許認可手続きにおいて、政府の管理監督を徹底する目的の下、起草されたものである。本意見募集稿においては、県級以上の発展改革部門に、当該部門が許可又は届出審査する権限を有する企業投資プロジェクトにつき管理監督権限を付与し、またその具体的な監督方法について定め、企業には、投資プロジェクトの許認可又は届出の手続きにおける法令遵守をはじめとする詳細な義務を定めている。また、「企業投資プロジェクト許可

及び届出管理弁法」内においても義務違反には、罰金の適用がある旨記載されているが、本意見募集稿は罰金の他に公示を含めた各義務違反に応じた罰則等について詳細に定めている。なお、本暫定弁法の実施時期については未定である。

(意見募集期間:2017 年 6 月 30 日～7 月 31 日)

[原文] 企业投资项目监督管理暂行办法(征求意见稿)

附件: 企業投資項目監督管理暫行弁法(征求意见稿)

外商投資産業指導目録(2017 年改正版)

[ポイント] 外商投資産業指導目録は、1995 年の初回公布以来 7 回目の改定となり、現行の 2015 年改正版からわずか 2 年余りでの改正となった。

外資企業の投資は、奨励類、許可類、制限類、禁止類の 4 種類に分類されているところ、新たな外商投資産業指導目録では、奨励類のうち持分支配・高級管理職について条件のあるもの、制限類及び禁止類がまとめて外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)として定義され、一方で内資企業にも適用のある制限措置はリストから削除されることとなった。これは 2016 年 10 月の外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法(現在改定作業中)等に基づく改正により、参入特別管理措置に関するものを除き、外商投資企業の設立・変更が原則届出制になったことを反映しているものと思われる。

今回の改正では、外資参入制限がサービス業、製造行及び採鉱業を中心に更に緩和されており、奨励類 348 項目、ネガティブリスト 63 項目(制限類 35 項目、禁止類 28 項目)となった。

なお、上記のとおり、内資・外資において同一の制限措置が採られている業種については今後外商投資産業指導目録に掲載されないため、今後、同目録を参照する場合には注意が必要である。

2017 年 6 月 28 日公布、同年 7 月 28 日施行(国家発展改革委員会、商務部令第 4 号)

[原文] 外商投资产业指导目录(2017 年修订)

國務院弁公室による自由貿易試験区外商投資参入特別措置(ネガティブリスト)(2017 年版)の印刷配布に関する通知

[ポイント] 新しい自由貿易試験区(「自貿区」)のネガティブリストは、2013 年の初回公布以来 4 回目の改正となり、旧版の 2015 年版からわずか 2 年での改正となった。新たな自貿区ネガティブリストは、2017 年に新設された自貿区を含む 11 の自貿区(上海、広東、天津、福建、遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西)で統一適用される。

新しい自貿区ネガティブリストは、2015 年版と比べて制限・禁止事項が 27 項目減少し、95 項目となった。具体的には、製造業、金融業、リース及びビジネスサービス業、文化、スポーツ及び娯楽業、採掘業の領域において減少している。自貿区ネガティブリストは、引き続き他地域よりも先行した規制緩和を目指しており、ほぼ同時期に改正された外商投資産業指導目録と比べて一部業種においてより進んだ規制緩和がなされている。

2017 年 6 月 5 日公布、同年 7 月 10 日施行(国弁発[2017]51 号)

[原文] 国务院办公厅关于印发自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施(负面清单)(2017 年版)的通知

＜インターネット関連＞

インターネット新業務安全評価管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、工業及び情報化部による電信業務の管理の一環として、電信業務事業者が「インターネット新業務」を行う際、インターネット情報セキュリティ評価を実施すべきと定めるものである。本意見募集稿によれば、「インターネット新業務」には、電信業務事業者がインターネットを通じて、①新たに展開する経営許可を取得した電信業務、及び②新たな技術を用いた「電信業務分類目録」に列挙されていない新型の電信業務が含まれる。セキュリティ評価の実施時期については、「インターネット新業務」を一般大衆向けに発信する場合、又は電信管理機関からセキュリティ評価の実施を求められる場合、電信業務事業者は、自ら又は専門機関に依頼して、「インターネット新業務」におけるセキュリティ評価を実施しなければならないとされている。

しかし、本意見募集稿はセキュリティ評価の詳細な内容及び基準を定めていないため、電信業務事業者にどのような影響を及ぼすかを予測するのが難しい。今後これらの内容に関する立法動向について注視する必要がある。

2017年6月8日公布

(意見募集期間:2017年6月8日～7月9日)

[原文] [互联网新业务安全评估管理办法（征求意见稿）](#)

＜訴訟＞

全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和國民事訴訟法」及び「中華人民共和國行政訴訟法」の法律改正に関する決定

[ポイント] 中国においては長らく、公共の利益に関する訴訟の原告は当該訴訟に利害関係を有する市民、企業、及び組織に限られてきたが、2012年民事訴訟法改正において、環境汚染又は消費者の利益を害し、公共の利益を害するものに関する公益訴訟が創設され、中国における公共の利益に関わる訴訟システムの構築の第一歩となった。本決定も、上記の流れを汲むものである。本決定により、検察官は、環境及び資源の保護、食品及び薬品の安全、国有地の保全並びに国有地の使用権の移転に関して、権利濫用又は義務不履行に基づく行政訴訟を提起することが可能となった。また、検察官は、環境及び資源の保護並びに食品及び薬品の安全に関わる事案において、公共の利益を害する行為が認められれば、民事訴訟を提起することも可能となった。もともと、本決定においては、検察官の上記権限を認める文言が追記されたにとどまり、具体的な手続き方法等に関しては定められていないため、今後これらの手続き規定に関する立法動向について注視する必要がある。

2017年6月27日決定、2017年7月1日施行

[原文] [全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国民事诉讼法》和《中华人民共和国行政诉讼法》的决定](#)

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

中国 満腹 中国

【中国で名物のザリガニ料理】

中国弁護士 李 芸

最近、「WeChat」(中国で最も利用されているチャットアプリ)を開くと、真っ赤な体に香辛料とにんにくを絡めた美味しそうなザリガニ料理の写真がよく目につく。衰えを知らないザリガニ料理の人気ぶりが今年も続いていると言っていいだろう。日本では、食用のイメージがあまりないザリガニだが、中国では、非常に人気の高い食材である。ザリガニは、ロブスター(中国語:龍蝦)と形が似ているが、ロブスターより小さいことから、中国では「小龍蝦(シャオロンシャ)」と呼ばれている。

ザリガニは、1930 年代に日本から中国へ持ち込まれたといわれており、当時は主に江蘇省、湖北省等の池、溝に生息していた。中国でザリガニブームが巻き起こったのは十数年前と記憶しているが、それ以前もザリガニがまったく食べられていなかったわけではない。ザリガニブームのきっかけは不明であるが、気がつくと、いつの間にか、ザリガニ料理店があちこちに雨後の筍のようにできており、ザリガニ料理の人気は瞬間に中国全土に広がっていった。現在、湖北省の潜江市や江蘇省の盱眙県はザリガニの養殖に力を入れており、ザリガニの産地として有名である。

ザリガニの味付けはいろいろとあるが、たっぷりの山椒と唐辛子で炒めた「麻辣(マールー)ザリガニ」や十三種類の香辛料で作られた汁に揚げたザリガニを浸した「十三香ザリガニ」(写真 1)は、ザリガニのぷりぷりの食感と香辛料の絶妙な取り合わせで大変人気を博している。また、近年、茹でたザリガニを特製のだし汁に浸した後、氷の上に載せて食べるのも流行っている(写真 2)。

【写真 1】



【写真 2】



これから、ザリガニの旬の季節が到来するが、今年の夏もまた冷たいビールを片手にスパイシーな香りが漂うザリガニ料理を楽しむ人々の姿が町中に溢れるだろう。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html> にてご覧いただけます。